

がんばった夏休み 市立中学生が活躍しました！

☎指導課☎内線3243

市立中学生が、夏休み中に開催されたスポーツ大会や音楽コンクールで健闘しました(敬称略)。

◆**関東中学校水泳競技大会**
内藤花音(三中・2年)100m自由形第3位、200m自由形第8位
伊藤ななみ(四中・2年)100m背泳ぎ第3位、200m背泳ぎ出場
宮本郁斗(四中・3年)100mバタフライ第2位
磯野真優(五中・1年)100m平泳ぎ、200m平泳ぎ出場
加藤結音(六中・1年)50m自由形出場



内藤花音さん 伊藤ななみさん 宮本郁斗さん 磯野真優さん 加藤結音さん

◆**東京都中学校吹奏楽コンクール**
金賞＝三中、六中、銀賞＝二中、五中、七中、銅賞＝一中、四中

「みたかふれあい支援員」を 募集しています

資格がない方でも高齢者の支え手として働けます

☎高齢者支援課☎内線2622

市では、地域全体で高齢者を支えるため、訪問ヘルパーの資格がない方でも「みたかふれあい支援員」として高齢者の訪問型サービスに就労できる取り組みを進めています。

みたかふれあい支援員とは？

養成研修(下記)を受講し同支援員の認定を受けた方は、市が指定する事業所と契約し、訪問ヘルパーとして働くことができます。高齢者の居宅で、自立支援を目的とした掃除や調理などの日常生活上の支援を行います(身体介護は行いません)。報酬は事業所の規定によります。

認定ヘルパー養成研修

☎10月17日～31日の毎週木曜日午前9時15分～午後4時40分(24日は9時から、31日は5時まで。全3回) ☎18歳以上で全回受講できる方30人(高校生を除く)
☎生涯学習センター ☎9月26日(休)までに必要事項(11面参照)を同課☎内線2622・☎48-2813へ(申込多数の場合は抽選)

◆**研修内容** 介護保険制度、市の高齢者福祉制度の概要／高齢化による心身の変化などの理解／接遇／家事支援実習

介護職員初任者研修の研修費補助が受けられます

同支援員として一定時間従事した方には、介護職員初任者研修費の一部を補助します。

🌸 ご長寿をお祝い 🌸 敬老のつどいにお越しください

☎三鷹市社会福祉協議会☎46-1108

77歳以上(9月16日現在)の方をご招待し、長年にわたり社会に貢献してこられたみなさんのご長寿をお祝いします。

☎市、同協議会 ☎三鷹市公会堂光のホール、市役所中庭

開催日	開場時間	対 象
9月14日(土)	午前9時30分	牟礼、中原在住の方
	午後0時15分	新川、野崎、大沢在住の方
	午後3時	下連雀9丁目、北野、上連雀在住の方
9月15日(日)	午前9時30分	下連雀1～8丁目在住の方
	午後0時15分	井の頭、井口、深大寺在住の方

☎招待状を持参して当日会場へ

※荒天などにより当日中止の場合は、防災無線のほか、市ホームページ、市公式ツイッターでお知らせします。

※招待状が9月5日(休)を過ぎても届かない場合や、車いすで来場予定の方は同協議会へご連絡ください。

◆**プログラム** 式典、コーラス「白ばらコーラス」、演芸「ねづっち」、模擬店(赤飯、焼きそばなど)、お茶席、相談コーナー(地域包括支援センターほか)

※来場者には、記念品(紅白まんじゅう)を贈呈します。

🍁 芸術の秋を先取り「高齢者作品展」🍁

☎高齢者支援課☎内線2627

敬老のつどいに参加される際は、ぜひお立ち寄りください。

☎9月14日(土)・15日(日)・17日(火)～19日(木)午前9時～午後5時(15日は2時まで)

☎市役所1階市民ホール

◆**展示作品を募集します(1人1点)**

絵画、手工芸品、彫刻、写真、書道などの作品をご出品ください。

☎65歳以上の市民 ☎9月2日(月)～12日(木)に同課☎内線2627へ

9月9日は「救急の日」、 9月8日(日)～14日(土)は 「救急医療週間」です

救えるはずの命を救うため、救急車の適正利用を心掛け、応急手当てを学ぶなど、救急業務へのご理解とご協力をお願いします。

☎三鷹消防署☎47-0119

病院？救急車？迷ったら「電話でもネットでも＃7119」

電話で相談 東京消防庁救急相談センター☎＃7119(24時間対応・年中無休)

ネットでガイド 東京版救急受診ガイド「＃7119」で検索

救命講習の受講(応急手当て、AED(自動体外式除細動器)の利用法など)

受講のご相談など、詳しくは同署へお問い合わせください。

🏠 地震対策は 早めが安心

あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

☎事前

☎事前に都市計画課(市役所5階52番窓口)☎内線2813へ

◆**木造住宅耐震診断助成制度**

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◇**対象** 市内の個人所有の木造住宅(空き家を含む)で、平成12年5月31日以前に着工されたもの(集合住宅を除く)

※今年度から助成要件を緩和しました。

◇**助成額** 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は上限4万円、一般・精密診断は上限10万円

◆**木造住宅耐震改修助成制度**

診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅に、費用の一部を助成します。

◇**対象** 耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」または「高い」と判定された住宅

◇**助成額** 改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は上限30万円、耐震基準を満たす改修は上限50万円

接道部緑化助成制度

☎事前

☎事前に緑と公園課(市役所5階56番窓口)☎内線2835へ

◆**接道部緑化助成**

◇**助成要件**

- 生け垣を造る場所が道路に面している
- 生け垣延長が2m以上ある
- 生け垣を5年以上保存する など

※今年度から助成要件を緩和しました。

◇**助成額(最大30mまで)** 1m当たり14,000円まで

◆**接道部のブロック塀の撤去**

ブロック塀を生け垣に造り替える費用を一部助成します。

◇**助成額(最大30mまで)** 1m当たり1万円まで

※ブロック塀の撤去のみに対する助成もあります。

住宅の耐震化に伴う固定資産税などの減免・減額制度

☎事前

☎事前に資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2365へ

◆**建て替えを行った住宅の減免制度(市)**

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和2年3月31日までに建て替えた場合、その年の翌年度分から3年間、固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◇**対象要件** 建て替え前後の住宅が市内にあり、所有者が同一で、取り壊しから新築までの期間が1年以内

◆**耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度**

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和2年3月31日までに耐震改修した場合、その年の翌年度分について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◇**対象要件** 国が定める現行の耐震基準に適合させるための改修で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)

市外局番「0422」は省略しています。市役所各課のファクス番号は市ホームページ「各課ご案内」から確認いただけます。